

五 海産魚類検査 昭和十一年

西海産魚類検査官 昭和十一年一月

大正十五年 六月二十一日

本署より各支店に於て海産魚類検査官の職務を執行せしめ、
同一の苦累を 諸君に與へず、且つ検査官の職務を執行せしめ、

歎願事項

運輸部

一 日給増額ニ関スル件

現在支給セラルル日給額ハ實ニ最底下ノモノニシテ一家ノ生
活ノ保証ヲ缺クノ虞 勤苦ヲラス 依ンテ現在給ラニ割増給シ以上ハ
須次適當ノ方法ヲ以テ増給セラレタシ

二 精勤賞與改定ノ件

現在支給セラルル金額ノ終一ヶ月中日欠勤者ニ對シテハ金一円也シ減
額シ二日ノ欠勤者ニ對シテハ金三円シ減額シ三日以上ニ亘リタル者ハ全
部ヲ控除スルコト

三 賞與ニ関スル件

従来賞與支給方法ノ確實ナル規定ナキ爲メ情實其他ノ